

2 消費生活協同組合の指導・監督について

(1) 改正法の施行に伴う対応について【資料P41参照】

平成19年の消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下、「法」という。）改正により、消費生活協同組合（以下、「生協」という。）の共済事業について契約者保護を図るために必要な以下の規制が整備され、平成25年4月からの完全施行に向け順次適用されている。

- ① 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す比率やそれに基づく早期是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定（法第50条の5等）
- ② 生協が財政的に脆弱な場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う生協が最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定（法第54条の2等）
- ③ 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う生協が他の事業を行うことを制限（兼業規制）（法第10条第3項等）

なお、①の事項に関する、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下、「生協法施行規則」という。）及び消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号。以下、「生協法施行規程」という。）を平成22年に改正し、健全性の基準及びその計算方法を定め、平成22年3月期末の決算から各生協において支払余力比率を算出することとなっている。

さらに、生協法施行規則を平成24年に改正し、平成24年3月期末の決算から、参考指標として、同基準による支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付けており、また、平成25年3月期末の決算から、支払余力比率を早期是正措置の指標として適用することとなっている。

各都道府県におかれでは、所管生協に対して、財務の健全性を確保する観点から、上記の規制に対応できるよう適切な指導・監督をお願いしたい。

また、平成20年に施行された改正生協法附則第38条において、「この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の消費生活協同組合法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされているところである。このため、平成

25年度に施行状況を把握のうえ必要な検討を行う予定であるので、ご承知おきいただきたい。

(2) 消費生活協同組合法関連諸規定の改正について

生協における組合員の利便性向上や社会的役割のニーズへの対応を目的として、以下のとおり、消費生活協同組合法施行規則等の見直しを検討しているところであるので、ご承知おきいただきたい。

ア 「消費生活協同組合施行規則」の一部改正について

- (ア) 例外的に組合員以外の者に事業を利用させることができる場合として、下記を追加する。（消費生活協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第11条）
- ① 災害時等において長期間被災地以外での避難生活を送る避難者に対応するため、組合が「一時的に生活に必要な物品が不足する地域」以外において、必要と認められる期間物品を供給する場合。
 - ② 組合への加入を検討する意思がある者に対し、1ヶ月以内の期間を定めて試行的に物品の宅配事業を行う場合。
 - ③ 職域による組合が、組合員以外の者が職域を訪問した際、組合が運営する協同施設全般の利用をさせる場合、また、職域を訪れようとする者に対する交通手段や宿泊の手配等のサービス提供を行う場合。
- (イ) 組合の規約の変更について、総会の決議を必要としない事項として「事業の実施に関する事項（規則第55条第1第1号）に係る技術的事項の設定・変更」を追加する。（規則第157条）
- (ウ) 組合が組合に対して行う貸付けのうち、貸付金の使途が組合が行う貸付事業のための資金である場合には、担保や保証を不要とすることとする。（規則第201条及び第202条）
- (エ) 「連結財務諸表に関する会計基準」が変更されたことを踏まえ、特別目的会社が当該特別目的会社に対する出資者の子法人等に該当しないものと推定する旨の規定を削除する。（規則第113条、第210条）
- (オ) 組合の解散の認可申請書の添付書類のうち財産目録、貸借対照表を不要とする。（規則第234条）
- (カ) その他所要の改正を行う。

イ 「消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準」の一部改正について

消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準（平成21年厚生労働省告示第445号。以下「規程」という。）について、以下の改正を行う。

- ① 3号収支分析を行う際の将来の時点における資産の額として算出される額について、現行では資産運用リスクのみを控除しているが、損害系共済のリスクの大部分を占める共済リスクも考慮する必要があることから、共済リスクも控除対象に加える。（規程第9条第3項）
- ② 3号収支分析を行った結果、将来の時点における資産の額として算出される額が、将来の時点における負債の額として算出される額を下回った場合に、共済計理人が、組合が一定の事業運営の方針の変更を直ちに行うのであれば事業継続基準不足相当額を解消することができる旨を意見書に記載することができる事項として、「共済契約において引き受けるリスクの保有及び出再に係る方針の見直し（実現可能と判断できるものに限る。）」を追加する。（規程第12条第3項）

ウ 「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について

- (ア) 平成25年3月期末決算から支払余力比率が早期是正措置の指標として適用されることを踏まえ、具体的な監督手法・対応等について、規定を追加するとともに、所要の整備を行う。【再掲】
- (イ) 規則第201条及び第202条を改正し、共済事業実施組合が他の組合に対して行う貸付けのうち一定の場合について、担保や保証を不要とすることから、資産運用リスク管理態勢の整備に関する事項を、監督上の評価項目に追加する。
- (ウ) 共済事業規約の認可に係る審査上の留意点のうち、共済掛金の算出方法に関する事項について、共済掛金総収入額に対する共済事業関係事務費支出額の割合が原則3割以内（やむを得ない場合には5割以内）であることとしている現行の規定を削除する。

エ 「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」の一部改正について

平成25年3月期末決算から支払余力比率が早期是正措置の指標として適用されることを踏まえ、所要の整備を行う。

才 「貸付事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について
反社会的勢力に対する組合の基本方針を実現するための組織内体制の整備等に
関する事項を、監督上の評価項目に追加する。

カ 「消費生活協同組合模範定款例」の一部改正について
(ア) 職域生協が給与から出資金を控除する場合の取扱について明記する。
(イ) 職員に関し規則に定めなければならない事項から、職員の定数を削除する。
(ウ) 公告方法の記載について整理する。 等

(3) 地域における生協の社会的役割について

生協は、一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる組織であることから、近年の少子高齢化社会における地域コミュニティや家族の在り方の変化に伴い、益々地域社会への貢献が求められている。

その一つとして、高齢化や人口減少などの影響による高齢者等の孤立防止や見守り、買い物支援等を積極的に行うことが期待されるところである。

具体的には、地域において生協が自治体との協働を積極的に行い、従来から実施している宅配事業の充実のほか、各々の地域において見守り・買い物支援を行う団体と連携し、山間へき地等交通が不便で近隣にスーパーや商店がなく、買い物支援が必要とされる地域の高齢者等に、移動車両による食品の提供等を積極的に行うことなどが期待される。

各都道府県におかれても、生協の社会的役割を踏まえ、所管生協が可能な限り高齢者等の見守り・買い物支援等に積極的に取り組むことができるよう、地域におけるニーズの把握、所管生協との意見交換の実施、『社会的包摂・「絆」再生事業』の活用等による財政支援を行うなど、必要な指導・支援をお願いしたい。

(4) 健全な運営の確保について

生協は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県におかれても、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点についても留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮をお願いしたい。

- ① 員外利用、架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理態勢の徹底
- ② 共済事業規約などに基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底

- ③ 組合員の個人情報の管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ④ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協においては組合員管理の徹底、休眠状態にある生協においては生協の指導の徹底
- ⑤ 財務状況が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化

また、新たに設立される生協の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令・通知に則り、適正に審査を行ったうえで、判断されるようお願いしたい。

(5) セーフティネット支援対策等事業費補助金（消費生活協同組合指導監督事業）の活用について

平成25年度予算（案）においては、生協の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」（補助率1／2）を引き続き実施することとしているので、本事業の積極的な取り組みをお願いしたい。

特に、共済事業を実施する生協を所管している都道府県におかれでは、（1）に記載の規制に対応できるよう、生協の財務状況を適切に把握しておく必要がある。このため、当該補助金の活用などにより、公認会計士などの助言を得るなど、検査担当者の知識向上を図った上で、生協の監督・検査に努めるようお願いしたい。

(6) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、生協が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正に指導されるようお願いしたい。

消費生活協同組合の指導・監督（共済事業における規制の対応）

生協法改正

- 平成19年の消費生活協同組合法の改正により、契約者保護の観点から、組合の財務の健全性や透明性を確保するため、健全性の基準（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準）の導入・最低出資金規制・兼業規制等を整備。
(平成25年4月から完全施行)

スケジュール

【健全性の基準】

- ・平成22年3期末決算（※1）・・・支払余力比率の算出
- ・平成24年3期末決算（※2）・・・参考指標として、支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付け
- ・平成25年3期末決算から（※2）・・・早期是正措置の指標として適用（※3）

(※1) 平成22年1月に生協法施行規則及び施行規程を改正

(※2) 平成24年3月に生協法施行規則を改正

(※3) 平成25年中に監督指針上に運用基準を定める予定

【最低出資金規制・兼業規制】

- ・平成25年4月から適用

共済事業実施組合を所管する都道府県におかれでは、所管組合に対して、財務の健全性を図る観点から、これらの規制に対応できるよう、適切な指導・監督を行うことをお願いしたい。